J A M 政策NEWS

2004年10月1日 第2005-08号

【発 行】J A M【発行責任者】大 山 勝 也

【編 集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

時短促進法見直し

労働政策審議会・労働条件部会では、2006年3月末までの時限立法である、「時短促進法」や、同法に関連する労働時間対策について、2006年4月以降どのようにしていくべきかという審議が開始されました。

政府は、1992年に時短促進法を制定し、労働時間を減らす目標を掲げました。目標である年間平均労働「1800時間」は、当時の1958時間から2003年度には1853時間に減ったものの、まだ達成されていません。

また近年の傾向として、労働者 1 人平均の総 実労働時間はほぼ横這いで推移していますが、 労働時間別の労働者分布をみると、長時間労働 者と短時間労働者がともに増加する一方で、そ の中間の者が減少するという「長短二極化」が 進展しています。また休日では、週休 2 日制等 の普及率は横這いで推移し、年次有給休暇は、 取得日数の減少と取得率の低下が続いています。

年内を目途に見直し検討

9月28日、労働条件分科会が開催されました。この日の審議では、事務局から検討課題や 労働時間に関する資料説明があり、質疑が行われました。労働側は、1800時間という目標設定 や労働時間短縮に向けた施策の必要性を主張、 経営側は、時短促進法の継続についての意見は 決まっていないと表明しました。厚生労働省は、この法律を廃止せず、改正して残していくことを目指しています。連合も、時短促進法の継続・改正について前向きに臨む方向です。

審議会は、今回以降、12月までに4回の予定で開催し、時短促進法の見直しについて検討が行われます。なお、JAM小山副書記長はこの分科会の委員をつとめています。

【審議会の検討課題】

多様なニーズを持つ労働者個々人の実情 に配慮した労働時間、休日及び休暇の設 定が求められていること

- ・労働者の生活面における事情への配慮 (教育訓練機関における自己啓発、育 児・介護、単身赴任、地域活動等)
- ・長時間労働者の健康障害が顕在化して いることへの対応

労使による自主的な労働時間等の設定の 改善に向けた取り組みを促進していく必 要があること

かねてより重要性が指摘されながら時短 促進法制定後も改善が図られていない年 次有給休暇の取得促進等の課題について、 より実効性がある対策が求められている こと

【10月からかわります】

公的年金制度の改悪により、10 月 1 日から「保険料固定方式」が施行されます。今後毎年厚生年金の保険料率が0.354%(労働者負担0.177%)引き上げられ2017 年度以降の保険料率は18.3%(労使折半現行は13.58%)になります。新保険料になるのは、今年は11 月の賃金から。来年以降は、毎年10 月の賃金から保険料が値上げになります。